

しずおか★

希望の人づくりプラン

第2次静岡市生涯学習推進大綱



策 定 に あ た っ て



本市では、平成17年度に生涯学習推進大綱を策定し、豊かな地域社会の構築を目指して生涯学習を推進してきました。その間、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しました。

平成26年9月に生涯学習推進審議会からの答申を受け、これからの生涯学習によるまちづくりの土台は「人づくり」であると考え、第2次生涯学習推進大綱のタイトルを「しずおか☆希望の人づくりプラン」として策定しました。

生涯学習は、一人ひとりの「わたし」の学びから始まります。

学び、つながりあい、希望の実現に向けて新たな自分へと成長していく「自分づくり」を通して、互いに助け合い、積極的に社会参画し、ともに生き生きとしたまちを創っていくことのできる「シチズンシップに富んだ人づくり」を目指します。

「しずおか☆希望の人づくりプラン」は、より多くの市民の皆様と人づくりを進めていくことができるよう、構成をわかりやすく、親しみやすいものとししました。

今後は、本プランに基づき、市民の皆様を始め、関係各方面の皆様と協働し、施策を推進してまいります。最後に、このプランの策定にあたり、ご協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

静岡市長 田辺 信宏

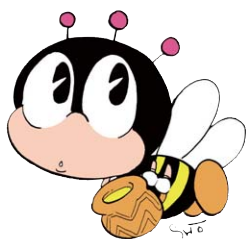
目次

はじめに

I. 生涯学習ってなんだろう	1
II. 構成	2

第1章 基本構想

I. 理念	3
II. 基本的な指針	4
1 学ぶことで、豊かなわたしになります	6
2 わたしの学びを、みんなの学びにつなげます	7
3 みんなの学びを活かして、豊かなまちを創ります	8
III. 生涯学習推進の基本的な方向・基盤づくり	9
IV. 生涯学習推進体制	11
V. 推進期間	12
VI. 8年後の目指す姿	13



<用語注釈について>

本文中のわかりにくい語句については
★マークをつけ、第3章「I. 用語注釈」
で語句の説明をしています。

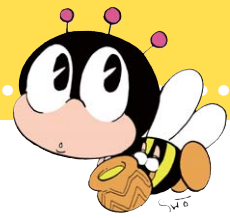
目次

第2章 推進計画

I. 構成	14
II. 施策ごとの取組み	15
1 誰もが気軽に学び合える環境づくり	15
2 学びを活かすための支援	21
3 生涯学習を支える基盤づくり	27
「学びのサイクル」について	33
III. 体系図	35

第3章 資料

I. 用語注釈	37
II. 静岡市生涯学習推進本部設置規程	38
III. 静岡市生涯学習推進審議会条例	41
IV. 静岡市生涯学習推進審議会委員名簿	43
V. 静岡市生涯学習推進大綱策定の経過	44



マナビィ (★1)

I. 生涯学習ってなんだろう

私たちの暮らすまちには、お茶や将棋などのサークル活動を楽しんだり、体育館や公園でスポーツをしたり、美術館で絵画を見たりして、余暇を過ごす人がたくさんいます。

そうした暮らしの楽しみの中にも「学び」があります。

本を読んで新しいことを知ったり、練習してできなかったことができるようになったりと、昨日よりも少し良い自分と出会えるところに、学びの楽しみがあるのではないのでしょうか。

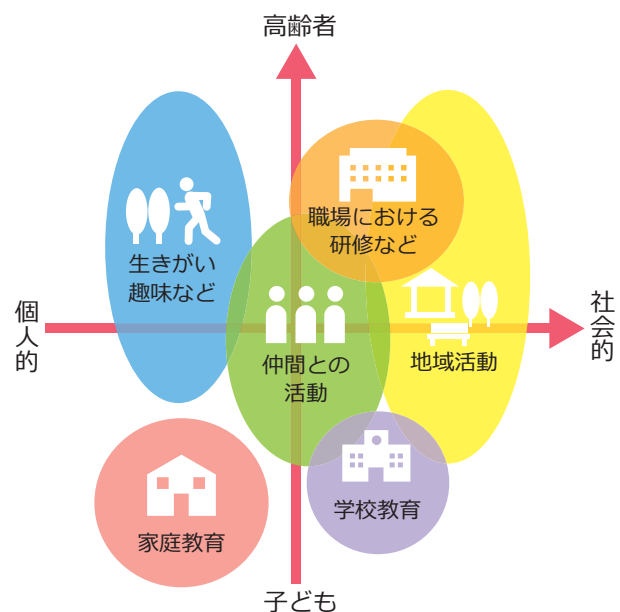
人はみな子どもから高齢者まで、いくつになっても学ぶことができます。

また、家庭や地域、職場、公園など様々な場所で、地域の人たちやサークルの仲間、ときには初めて出会う人など、様々な人と学びを楽しむことができます。

暮らしの中で主体的に行われる多様な学びを『生涯学習』といいます。【図1】

学びを楽しみながら、自分らしさを育て、より豊かな人生を送ることは、誰もが持つ権利です。

【図1】様々な生涯学習の例



Ⅱ. 構成

しずおか☆希望の人づくりプランの構成は、次のとおりです。

● 基本構想

行政、市民、企業、大学、NPO等がともに進める生涯学習社会の実現に向けた本市の基本理念を定めるもの

● 推進計画

基本構想を実現するための施策を体系化したもの



I. 理念

本市では、学んだことを自分の暮らしや仕事に活かしたり、地域や社会での活動に活かしたりと、行動を起こしていく人が活躍できる生涯学習社会を目指し、次のような理念を掲げました。

- ・ いつでも、どこでも学び、豊かな人生を送る
- ・ 学んだ成果を活かし、ともにまちを創っていく

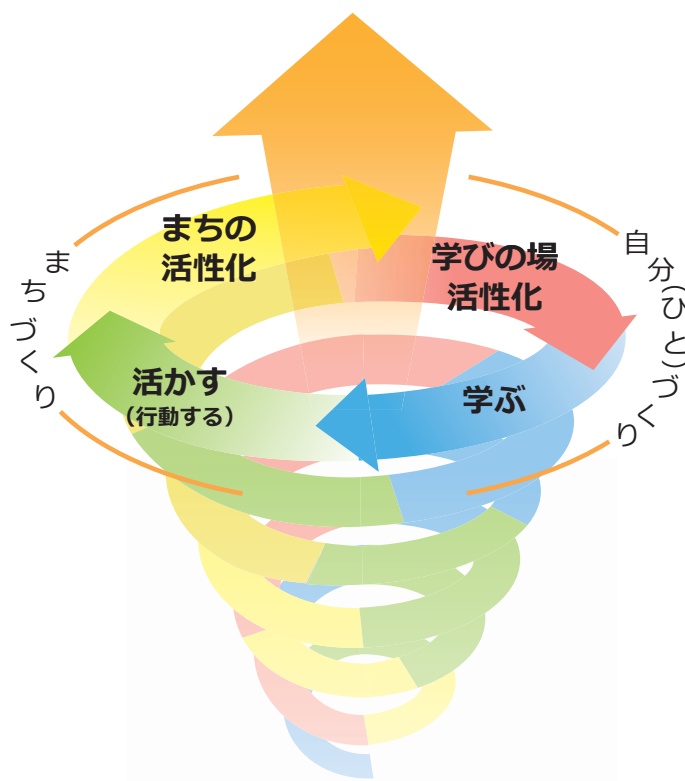
多様な学びを楽しみ、行動を起こす市民が増えると、まちが活性化していきます。

市民が活発に活動するまちには、豊かな学びの広がりがあります。

「ひとづくり」と「まちづくり」が繰り返され、発展していくこと（スパイラルアップ★2）で、豊かな生涯学習社会が実現されます。

【図2】

【図2】ひとづくりとまちづくりのスパイラルアップ



Ⅱ. 基本的な指針

基本的な指針は、前項で掲げた「理念」を、行政と市民、企業、大学、NPO等が協働し、ともに実現していくための生涯学習推進における方向性を示すものです。

学びは主体的なものです。「わたし」から始まる学びを大切に、市民一人ひとりが学びを楽しむことができるよう、また、行政や企業、大学、NPO等がその学びを支援できるよう、次の3つの指針を立てました。

1 学ぶことで、豊かなわたしになります

→6ページ

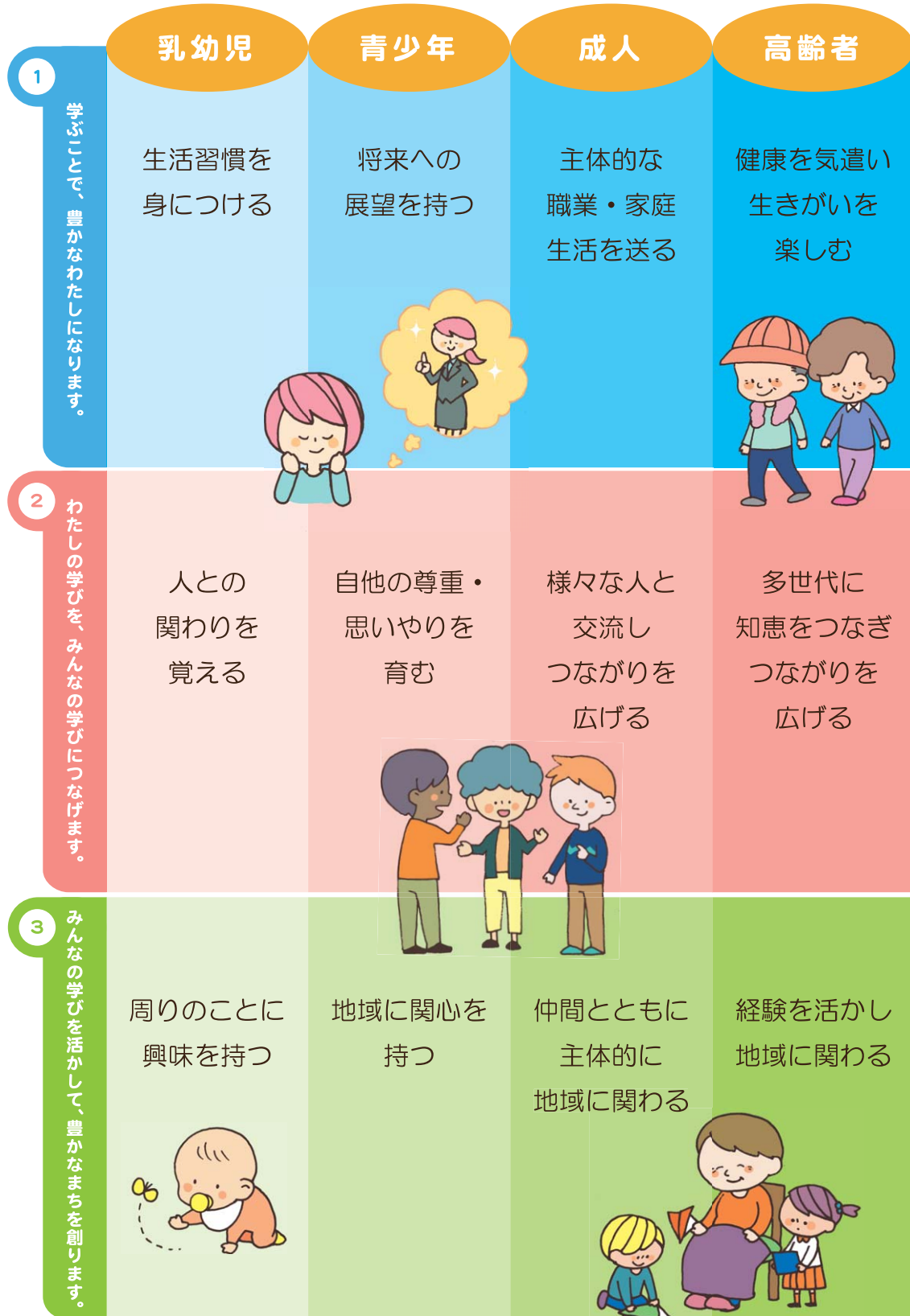
2 わたしの学びを、みんなの学びにつなげます

→7ページ

3 みんなの学びを活かして、豊かなまちを創ります

→8ページ

【図3】ライフステージにおける基本的な指針の例



1 学ぶことで、豊かなわたしになります

新しいことを知ったり、身につけたり、趣味や仲間との活動を楽しんだり、人生において、私たちは様々な学ぶことができます。

誰もが自分らしさを活かして主体的に生きていくために、生涯を通じた学びの意義は大きいといえます。

そのため、学ぶきっかけがつかめずにいる人や、費用がかかる・障がいがあるなどの理由で自由に学ぶことができない人に対しても、多様な形で学びが確保され、気軽に参加できる「開かれた生涯学習の環境」が必要です。

学びを通じて市民一人ひとりが積極的に社会に関わり、子どもも「小さな市民」として尊重されることでそれぞれの主体性が発揮できます。

また、主体的に生きる力は、自分だけで育てるものではなく、人との関わりの中で大きく育っていくものです。

得意なことを伸ばして、苦手なことは互いに補い合って、支え合うことで豊かな自分らしさが育まれます。



2 わたしの学びを、みんなの学びにつなげます

学ぶ楽しみのひとつに、学びを通じた人との関わりがあります。

自分ひとりでマイペースに学ぶ楽しみだけでなく、仲間と一緒に学ぶ楽しみ、学んだことを披露したり、暮らしに役立てたりして周りの人に喜んでもらう楽しみなど、**学びを周りへ広げていくことにもたくさんの楽しみ**があります。

学びの場は、様々な人との出会いの場でもあります。ともに学んで体験を共有することは、職業、性別、年代、住んでいる地域や文化を超えて、人と人を結びつける力があります。学びの場が多様であるほど、そこで生まれる人とのつながりも多様になります。

学びの場で生まれるつながりは、自由で流動的な「ゆるやかなつながり」といえ、私たちの暮らしをより豊かにしてくれます。

様々な人との出会いの場で、互いの「違い」と「同じ」を認め合い、共感することで豊かなつながりが育まれます。

こうしたつながりは、助け合いや支え合いの心を育む土壌となり、ゆるやかにつながりあえる社会が実現します。



3 みんなの学びを活かして、豊かなまちを創ります

学びは、自分の暮らしを豊かにするだけではありません。地域との関わりのきっかけとなり、豊かなまちづくりにもつながるものです。

より豊かに生きたいと願う思いは、自分の暮らしだけでなく、暮らしをとりまく社会の問題への関心を高めます。「周りをよくしたい」「暮らしやすい社会にしたい」という思いを行動に移していく取組みが「まちづくり」といえます。

私たち一人ひとりが**様々な問題を身近な暮らしに結びつけ、自分ごととして行動を起こしていく**ことは豊かなまちづくりにとても大切です。

本市では、学びをまちづくりへつなげていく取組みとして、ボランティア活動の支援や、市民協働の場づくりを行っています。

商店街や、公園・グラウンド、公共施設など、まちなかの様々な空間を「学びをまちづくりへつなげる実践の場」としてとらえ直すことで、そこを拠点とした新たな学びやつながり、活動が生まれます。

市民一人ひとりが**社会参加し行動を起こすこと**で、まち全体が活性化し、**誰にも居場所のある、誰もが活躍できる豊かなまち**が実現されます。



Ⅲ. 生涯学習推進の基本的な方向・基盤づくり

前項の「基本的な指針」に加えて、より具体的な行動を示す「基本的な方向・基盤づくり」を次のような図としました。(10ページ【図4】)

図の縦軸には、学びの深まりを表す【学ぶ】と【活かす】をおいていきます。

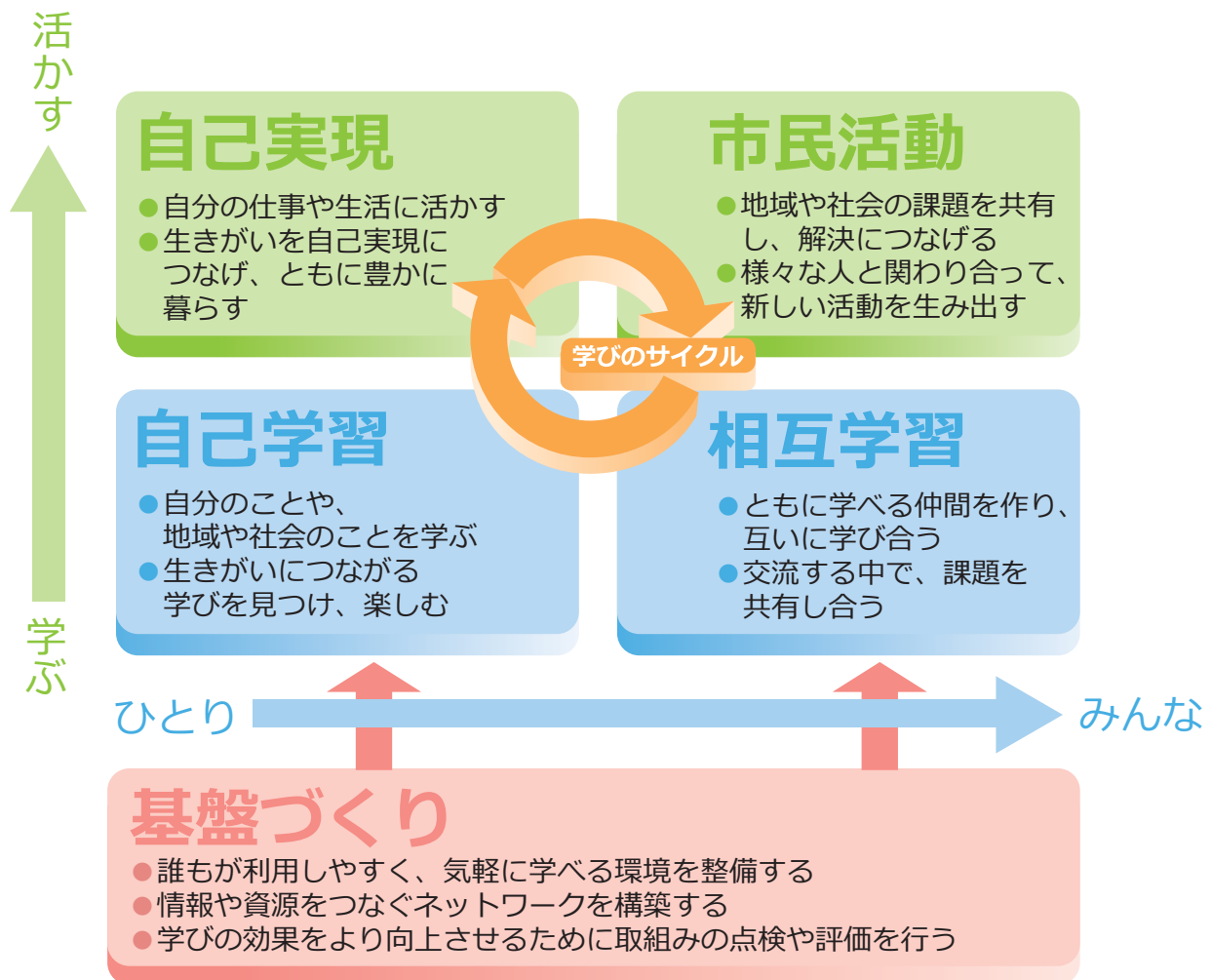
横軸には、学びの広がりを表す【ひとりで行う学び】と【みんなで行う学び】をおいています。

これらの学びは、まったく別々のものでも、一方向的なものでもなく、循環し、ときには同時に実現されます。

それを「学びのサイクル」として示しました。

また、学びの環境やネットワークづくりなど、市民の学びや新しい活動を支援し、学びのサイクルを発展させるための「生涯学習を支える社会の基盤づくり」も進めていきます。

【図4】基本的な方向・基盤づくり



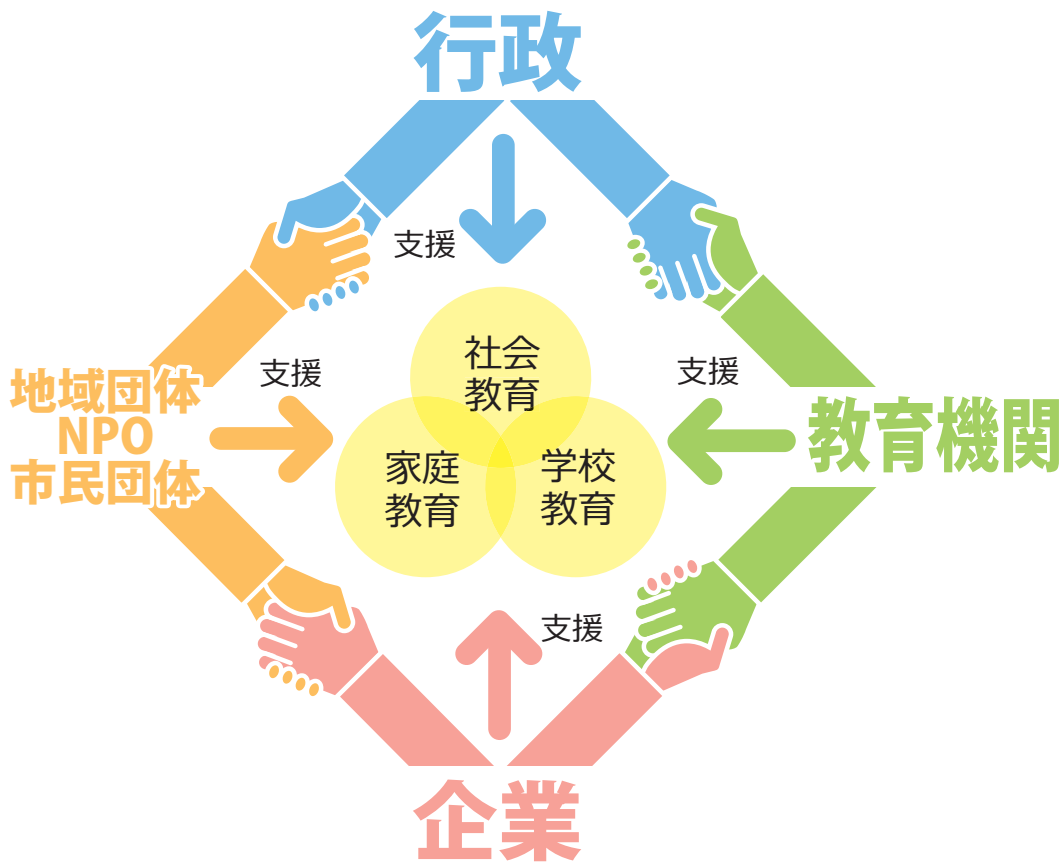
IV. 生涯学習推進体制

第1次生涯学習推進大綱の推進期間においても、各機関との連携において様々な事業が展開されてきました。

さらなる生涯学習の推進のためには、**行政、企業、大学、NPO等が連携できる新しいネットワーク型の生涯学習推進体制**【図5】の確立が必要です。

今後も、生涯学習推進体制がより機能するよう生涯学習に関する情報や資源を共有できる体制を整えていきます。

【図5】 ネットワーク型の生涯学習推進体制



● 行政の役割

学習機会の提供、人材育成、啓発事業、情報提供など

● 教育機関の役割

リカレント教育(再入学等★3)も含めた継続的な学習の提供、公開講座など

● 企業の役割

C S R(企業の社会責任★4)、メセナ(文化芸術支援★5)など

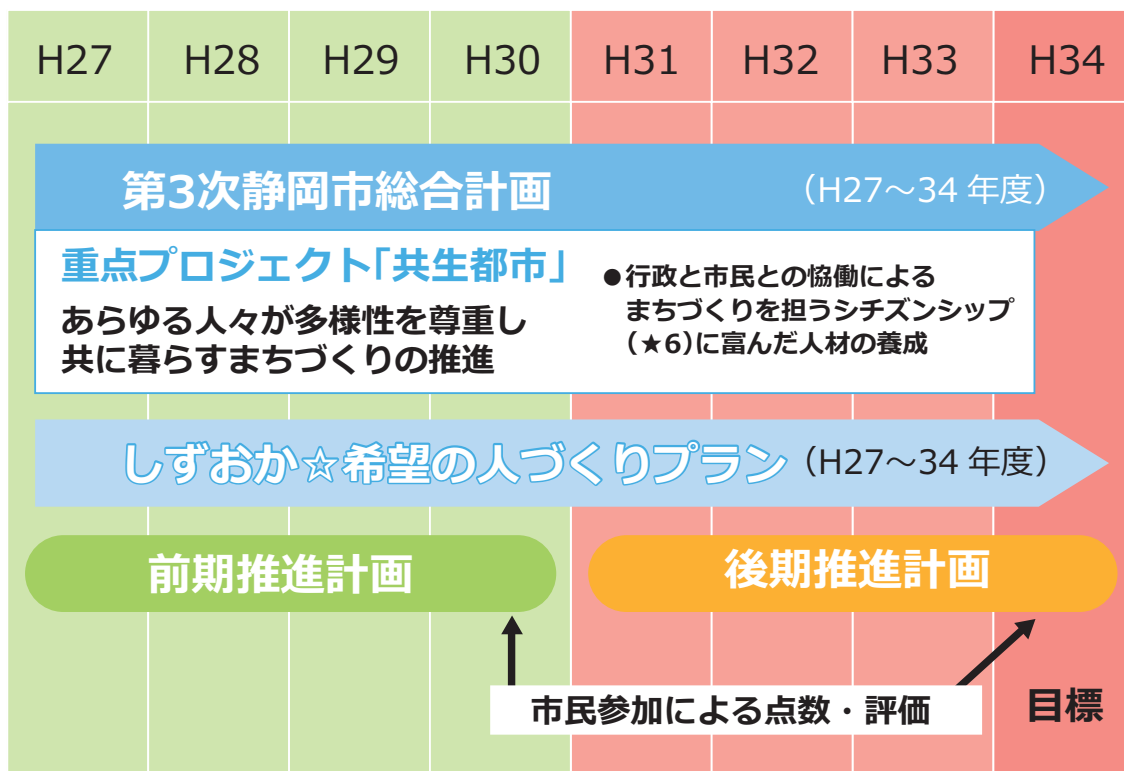
● 地域団体・NPO・市民団体の役割

地域教育・コミュニティの醸成、地域の人材支援、ボランティアなど

V. 推進期間

しずおか☆希望の人づくりプランは、市民とともに目指すまちの姿「世界に輝く静岡の実現」に向けて、第3次静岡市総合計画（平成27年3月策定）と整合性を図りながら、生涯学習を推進していきます。

第3次静岡市総合計画と合わせ、推進期間は8年間で、目標年度を平成34年度としています。推進計画は、4年間で1つのサイクルとした前期・後期推進計画によって進めていきます。



VI. 8年後の目指す姿

行政や市民、企業、大学、NPO等がともに基本的な指針に取組み、しずおか☆希望の人づくりプランを進め、本市の「8年後の目指す姿」を次のように掲げました。

いつでも、どこでも学び、
学んだ成果を活かすことのできるまち



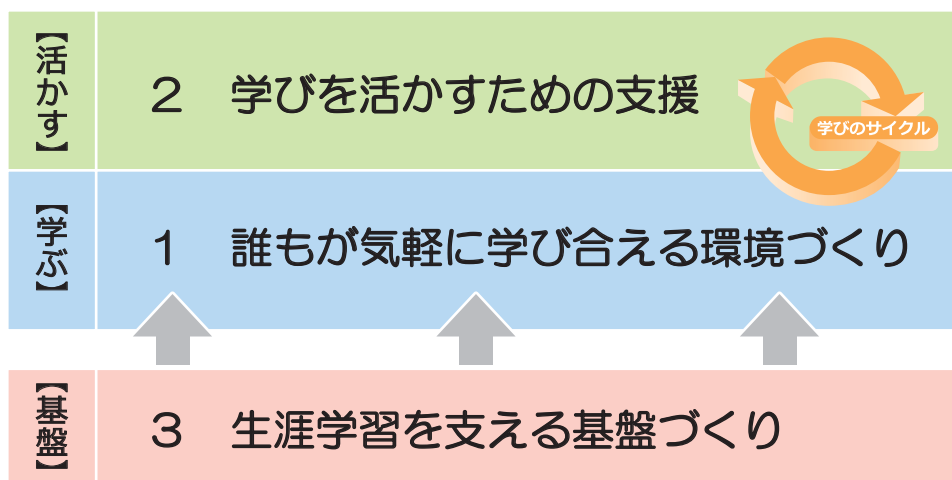
I. 構成

基本構想に基づき、生涯学習を推進していくために、推進計画では「基本的な方向・基盤づくり」（10ページ【図4】）をもとに次の3つを大きな施策の柱としました。

【施策の3つの柱】

- 1 誰もが気軽に学び合える環境づくり
- 2 学びを活かすための支援
- 3 生涯学習を支える基盤づくり

施策について、柱ごとに「現状と課題」「取組みの方向性」「成果指標」「具体的な取組み」をまとめ、「**学びのサイクル**」についても次ページより説明します。



【図4】基本的な方向・基盤づくりより

II. 施策ごとの取組み

1 誰もが気軽に学び合える環境づくり

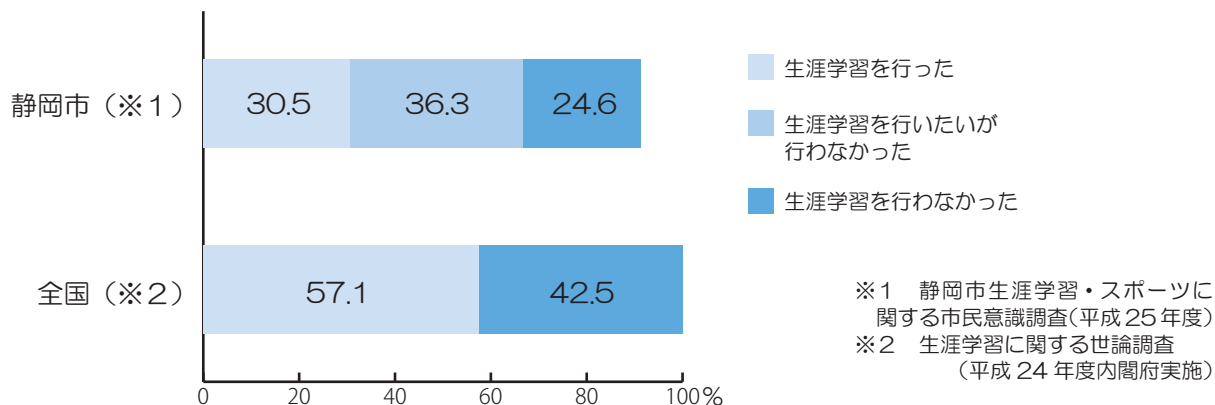
様々な学習機会を提供するだけでなく、情報提供や学習相談等学びのきっかけづくりにも積極的に取り組み、市民が気軽に学ぶことのできる環境づくりを行っていきます。

現状と課題

市民の学習ニーズの多様化に伴い、行政以外にも民間事業者や高等教育機関の提供する講座・講演会等の学習機会や情報提供は充実してきています。第1次生涯学習推進大綱の推進期間において、行政や大学の提供する学習機会は1.5～3.3倍にまで増加しました。

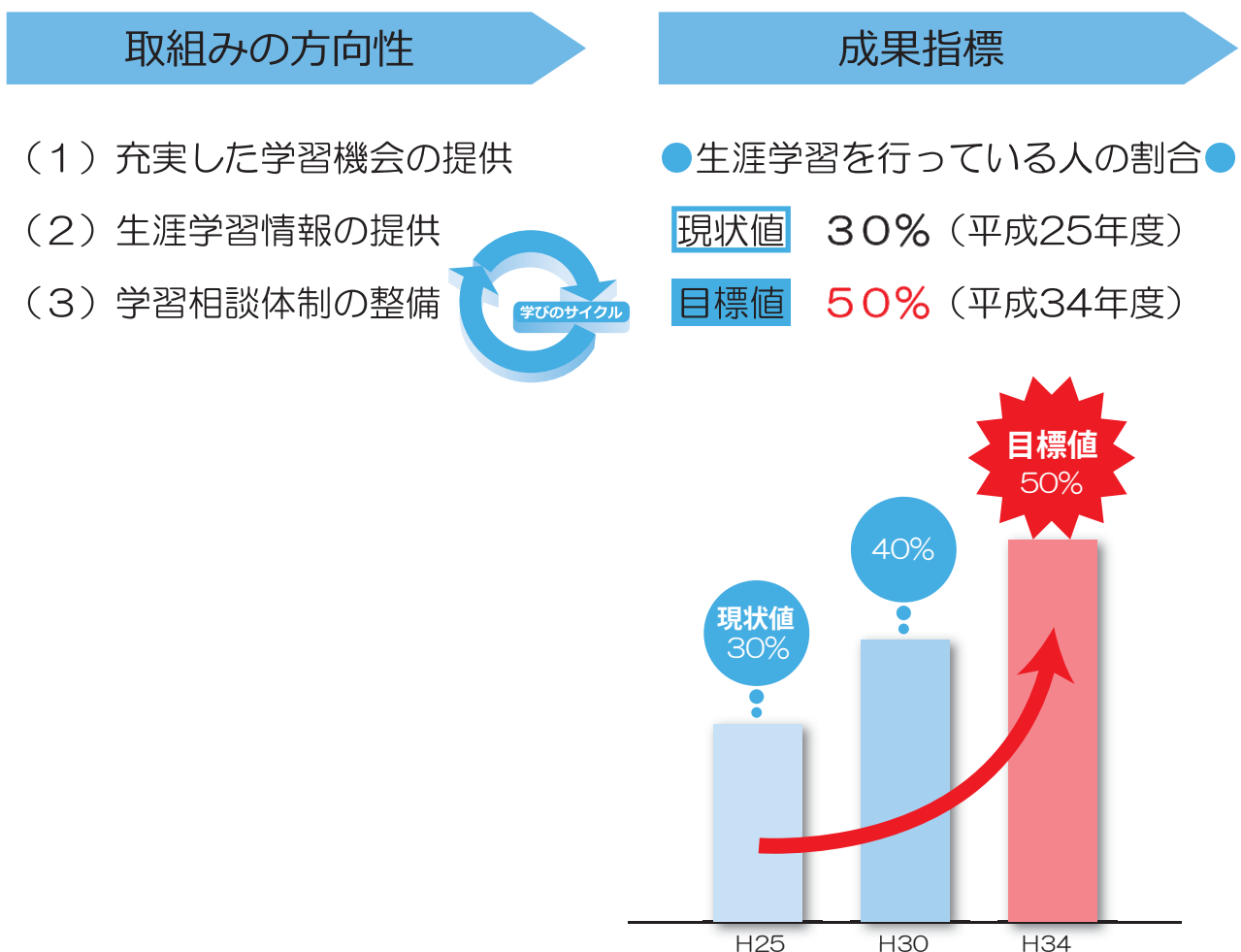
しかしながら、本市が平成25年度に実施した「生涯学習・スポーツに関する市民意識調査」で「この一年間に生涯学習を行ったことがある」と答えた人は約30%でした。【図1】

【図1】生涯学習の実施状況



また、生涯学習を行っていない理由として、10・20代は「学びたい分野がない」「レベルが合わない」、30・40代は「仕事や家事が忙しい」、50代は「場所や費用・内容等が自分に合わない」等をあげており、**世代によって学びに対して求めるものが違う**ことがわかりました。

そのため、多岐の分野にわたる学習の機会を提供し、**それぞれのニーズに** **応えること**が必要です。また、生涯学習を行ってみたいがきっかけがつかめない層に対して、生涯学習に関する情報の提供や啓発、相談体制を整備し、**学びのきっかけづくり**にも応えていきます。



具体的な取り組み

(1) 充実した学習機会の提供

①未来を創る人材の養成

これからのまちづくりには、市民の主体的な関わりが欠かせません。

地域や社会に関心を持ち、他者とつながりをつくって、地域の課題に取り組み、まちに関わっていくことのできる「市民力」(★7)を持った市民との協働が必要です。

そのため、実践を見据え、行動に結び付けられる学習機会の充実を図り、様々な分野で活躍する人材を養成します。

●主な事業●

事業名	事業概要
人材養成講座の実施 人材養成塾(社会事業家養成コース)	社会事業家の視点とスキルを持ち、地域社会の課題に自ら気づき、自分にあった方法で解決することができる人材を養成します。
人材養成講座の実施 人材養成塾(地域リーダー養成コース)	シニア世代の社会参加を促し、これまでの経験・能力を活かして地域課題の解決やまちづくりを行う地域リーダーを養成します。
地域文化の担い手育成事業	文化財保護や歴史文化施設で活動する市民サポーターを育成します。

②多様な学習機会の提供

学びのあり方は、生涯の各時期や、各人の立場等によって異なります。本市では、野外活動等自然と触れ合う体験を通じて学びを深める体験学習から、就労のための実践的な学習やお茶やホビー等地域の特性を活かした学習機会まで、様々な学習を提供しています。

●主な事業●

事業名	事業概要
高齢者・女性・家庭教育学級の実施	生涯の各時期にに応じて必要となる学習について学ぶ機会を提供します。また、ともに学ぶ機会を通じ、仲間づくりにも寄与しています。
ジュニアインターンシップ事業	高校生を対象にインターンシップを行い、就労への意識醸成を図ります。
しぞ〜かでん伝体操の普及事業	介護予防に有効な「しぞ〜かでん伝体操」の普及啓発を行います。

(2) 生涯学習情報の提供

①特色を活かした情報発信

学びや行動を起こすきっかけがつかめずにいる人や、すでに学んだり、活動したりしている人をさらに一歩進めるために、幅広く情報発信を行います。

広報や館報、情報誌等の紙媒体や、ホームページ、SNS（人とのつながりを促進するコミュニティ型のウェブサイト）等インターネットの活用と、様々なメディアの特色を活かして、生涯学習を身近に感じられるような情報を届けます。

●主な事業●

事業名	事業概要
学習情報案内サイトの充実	生涯学習講座の情報提供等を行うホームページを管理運営します。
消費生活に関する情報の提供	広報紙やホームページにおいて、消費生活に関する情報提供・相談や、その解決方法、モニターによる価格調査の結果を掲載するとともに、消費生活展を開催し、消費生活に必要な情報を広く市民に発信します。

②生涯学習情報システムの充実

生涯学習関連施設の予約をインターネット等を利用して行えるよう、施設予約システムを充実させ、利便性を高め、より多くの市民が生涯学習活動を行うことができるようサポートします。

●主な事業●

事業名	事業概要
生涯学習施設予約システムの充実	生涯学習施設を気軽に利用できるようインターネットを利用したシステムサービスを提供し、利便性の向上を図ります。

(3) 学習相談体制の整備

①学習相談の充実

学びを円滑に進めるためには、個々に応じた様々なサポートが必要になります。専門的な知識を持った相談員に直接相談することで、新しい知識や情報が得られるだけでなく、つながりが生まれることもあります。

相談の場を充実させ、市民が新しい学びや仲間と出会えたり、学びが深まったりするきっかけを作っていきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
生涯学習施設における学習相談の実施	生涯学習活動を行う人が様々に訪れる生涯学習施設において、学習相談を行います。
子育ての相談・支援事業	子育てに関する相談を受けるとともに交流・情報提供を行っていきます。

2 学びを活かすための支援

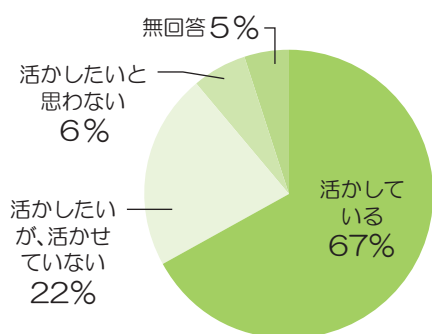
学びを活かしたいという市民は多くいますが、なにもないところから自ら行動に移していくことは大変です。本市では、学びを活かすことができる場を積極的に作り出していくとともに、活躍できる人を見つけ出し、学びを活かすための支援ができるよう取り組んでいきます。

現状と課題

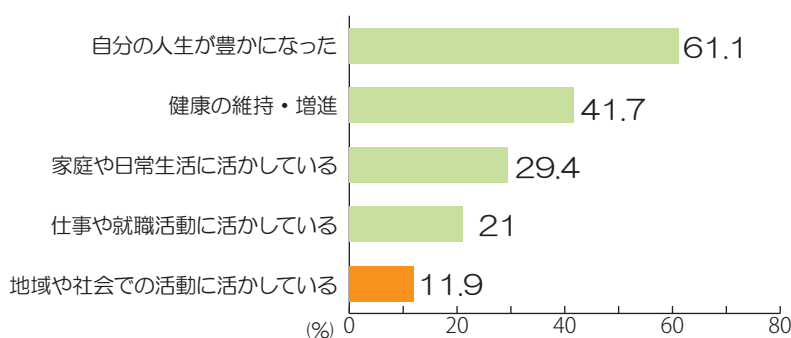
学びは、知識を得る楽しみだけでなく、それを実践する楽しみも含んだものです。

本市が平成25年度に実施した「生涯学習・スポーツに関する市民意識調査」で『生涯学習を活かしていますか』という質問に、67%の人が「活かしている」、22%の人が「活かしたい」と回答しており、学習を活かすことへのニーズが大きいことがわかります。【図2】

【図2】生涯学習の活用状況 (%)



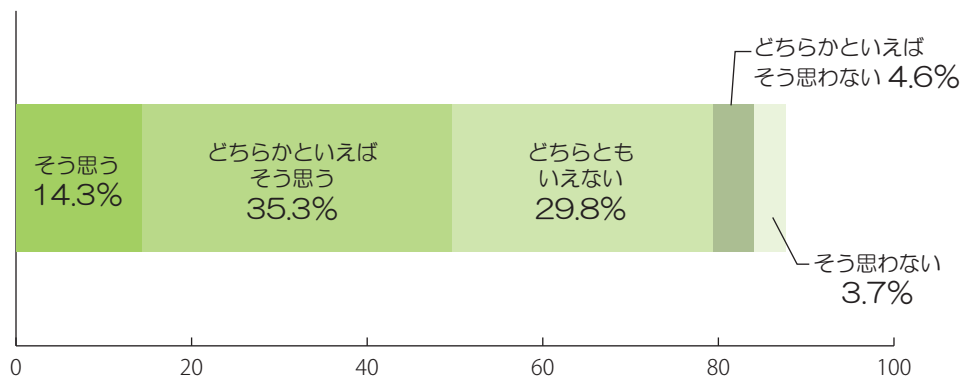
【図3】生涯学習の活用状況 (どのように活かしているか)



しかし、そのうち「地域や社会での活動に活かしている」人は約11%でした。【図3】

その一方で、地域のために役に立ちたいと思う声も半数近くあるため、**学びを活かす場づくり**を行うとともに、地域等で活躍できる人材を発掘し、**学びを活かす場へつなげていくための支援**を行っていきます。【図4】

【図4】地域の役に立ちたいと思う割合（%）



取組みの方向性

- (1) 学びを活かす場づくり
- (2) 活躍できる人材の発掘・活用

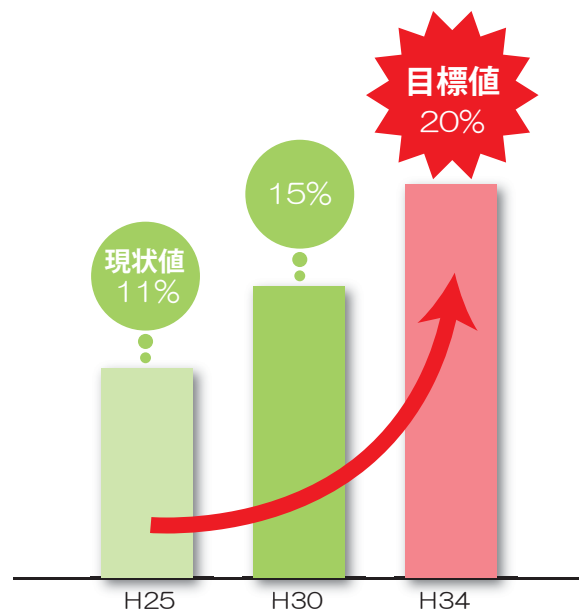


成果指標

- 学んだことを地域や社会での活動に活かしている市民の割合 ●

現状値 11% (平成25年度)

目標値 20% (平成34年度)



具体的な取り組み

(1) 学びを活かす場づくり

①学んだ成果を発表できる場の提供

学んだ成果を発表する機会を持つことで、日頃の練習の励みになり、学びが深まります。また、発表の場は、人との交流の場にもなります。こうした場を提供し、学習意欲を高めるとともに仲間づくりを支援していきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
生涯学習センター・交流館祭りの開催	学習の成果発表の場や、地域における市民の交流の機会を設け、生涯学習施設を地域の中核施設とするため、センター・交流館まつり等を開催します。
静岡市民文化祭の開催	文化芸術の領域において、市民が日常育んできた活動成果の展示及び発表並びに鑑賞する機会を提供し、市民の文化活動の促進及び文化の向上を図ります。

②地域での活動の場づくり

地域には、様々な知識や技術、経験を持つ人がたくさんいます。そうした人々がそれぞれの能力を活かして、地域で活躍できる場を増やします。地域社会で活躍できる人が増えることで、住民主体のまちづくりが推進されます。

●主な事業●

事業名	事業概要
総合型地域スポーツクラブの設立及び活動支援	総合型地域スポーツクラブ（★8）の設立支援及び既存クラブの活動支援を行います。
学校応援団事業の実施	子どもたちの健やかな育成と家庭・地域の教育力の向上を図るため、学校に地域本部コーディネーターを配置し、ボランティアによる地域社会の協力のもと、登下校の見守りや授業の補助といった活動により、学校を応援する体制を整えます。

(2) 活躍できる人材の発掘・活用

①まちを支える人材の発掘

平成25年度に実施した「生涯学習・スポーツに関する市民意識調査」では、約半数の人が「地域の役に立ちたい」と感じていました。

本市では「なにか活動してみたい」「地域の役に立ちたい」という人材を発掘し、地域や社会での活躍を支援していきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
文化施設のボランティア活動の推進	静岡音楽館AOI、静岡科学館「る・く・る」、静岡市美術館において、ボランティアを募り、館の事業を盛り上げています。
女性人材リストの整備	市の審議会や行政委員会の委員に女性を積極的に選任するために、その情報となる女性人材リストを整備します。また、女性職員の職域拡大や能力開発、登用に取り組み、企業や団体等においても、女性の活躍の場が拡大されるよう、啓発を含めた働きかけを推進します。

②学習成果を活かした市民参画の推進

学んだ成果をなにかに活かしたいと思う市民は多くいます。その一方で、身近に活かせる場所や活動を見つけられないと感じる市民もいます。

学びを活かすことは、学びを深めるだけでなく、自分の成長や自己実現、社会参画にもつながります。

本市では、市民が「学びを活かす活動」を身近に感じ参加できるように、懇話会等対話による参画の場や環境アドプトプログラム（市民と行政が協働して行う環境美化活動）等、様々な事業を展開していきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
区の魅力づくり事業	地域住民が実施する地域特性のPR活動の機会を創出し、それぞれの課題やニーズに見合うよう支援する立場で地域活動を活性化させ、住民主体のまちづくりを目指します。
環境保全事業の推進	環境保全活動への市民参加の場を創出し、市民との協働及び市民の自発的な活動の促進を図っていきます。

3 生涯学習を支える基盤づくり

市民が自由に学び、活動するためには、その基盤となる学習環境づくりが必要です。学習環境には、施設整備等のハード面に加えて、制度の整備や各機関とのネットワーク体制の整備等ソフト面に分類されるものもあります。これらを総合的に整備し、市民の学びが促進される環境を作ります。

現状と課題

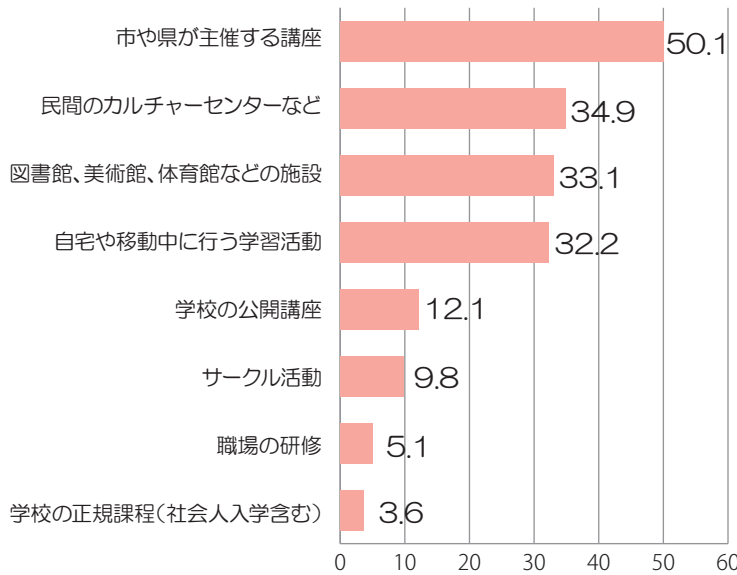
豊かな生涯学習社会の実現のためには、学びのサイクルを有機的につなげ、学びを必要とする人に届けられる社会基盤が必要です。

本市が平成25年度に実施した「生涯学習・スポーツに関する市民意識調査」で「この一年間、生涯学習をしたいと思うができなかった」と答えた人の半数が「市や県が主催する講座」に参加してみたいと答えました。【図5】

学びの拠点としての生涯学習関連施設へのニーズは高く、その活用や整備を行って、学びの場を広げていくことが求められています。

また、生涯学習の基盤は、行政だけでなく、地域や企業、NPO等様々な機関とともに構築するものです。第1次生涯学習推進大綱の推進期間においても、各機関との連携、特に企業や地域団体との連携事業は増加しました。今後もさらなる連携を促進する施策を行います。

【図5】学んでみたい場所



取組みの方向性

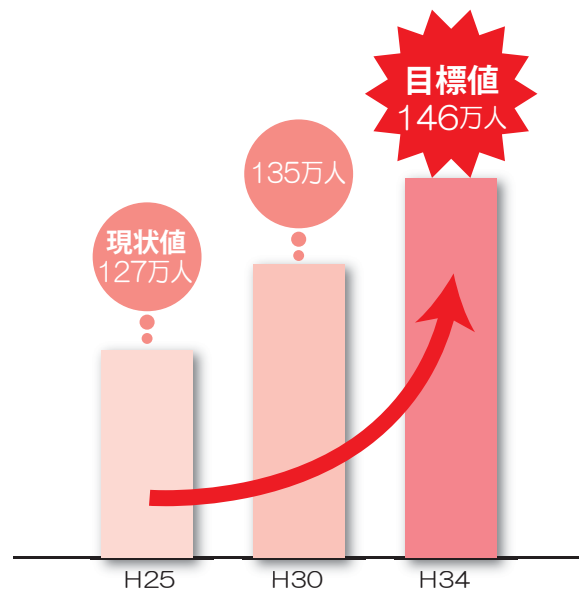
- (1) 安心・安全な学習環境づくり
- (2) 生涯学習ネットワークの構築

成果指標

●生涯学習施設の施設利用者数●

現状値 127万人 (平成25年度)

目標値 146万人 (平成34年度)



具体的な取り組み

(1) 安心・安全な学習環境づくり

①生涯学習関連施設の整備

学びの場や子どもたちの遊び場等を整備し、誰もが安心して学ぶことができる環境を整えます。

また、建物や設備のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい環境づくりに努めていきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
生涯学習施設の整備事業	生涯学習・地域の交流等の拠点となる生涯学習施設を安心・安全に利用してもらえるよう整備を行っていきます。

②生涯学習関連施設における学習環境の充実

本市には、生涯学習センターや生涯学習交流館以外にも、美術館や図書館、体育館等様々な生涯学習に関連する施設があります。市民意識調査においても生涯学習関連施設での学習ニーズは高く、今後も多様な学習機会の提供に努める等学習環境を充実させます。

●主な事業●

事業名	事業概要
生涯学習施設事業	地域の学習の拠点として、市民の自発的な学習を支援し、講座の開催や情報提供等を通じて交流や地域づくりを行います。
女性をとりまく諸問題に関する学習・活動の推進	男女共同参画社会の実現を目指す女性会館を拠点として、女性をとりまく諸問題に関する講座等の開催や、情報収集・提供、活動振興を図ります。

(2) 生涯学習ネットワークの構築

①地域・企業・大学・NPO等との連携の強化

まち全体で生涯学習を盛り上げていくためには、行政だけではなく、地域や企業、大学、NPO等様々な機関が連携することが必要です。

連携して事業を行うだけでなく、連携を促したり、民間団体を支援する等をして連携体制を強化します。

●主な事業●

事業名	事業概要
大学連携事業の実施	協働して講座等を実施することで、市民に大学の持つ知的資源を活用した学習機会を提供します。
各学区・地区における高齢者の支援体制の充実	高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために、自治会や民生委員、医療・介護事業者、行政機関等が連携を図るため、駿河区内で先行事例のノウハウや課題を検討し、協働で地域の高齢者を支える体制づくりを推進します。

②学習ネットワークづくりの支援

学びは、一人で行うだけでなく、仲間で行うことで深まり、活動が広がるものです。また、様々な団体同士が出会い、それぞれの個性や立場、専門性を活かすことで、視点が広がったり、新しい発想が生まれたり、これまで知らなかった情報源やサポート、ネットワークを得ることができます。本市ではそうしたネットワークづくりを支援していきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
サークルリストの整備	生涯学習施設等で活動している団体をまとめたサークルリストを整備、サークルを分野別に紹介し、市民の学習活動の促進やネットワークづくりに役立てます。

③全庁的な生涯学習推進体制の確立

効果的な取り組みのためには、行政においても、全庁的に生涯学習推進を行っていくことが大切です。審議会等を開催し、市民の意見を取り入れ、庁内会議へ還元する仕組みづくりや、協働マニュアルによる協働促進を行っていきます。

●主な事業●

事業名	事業概要
生涯学習推進本部の運営	全庁的に生涯学習を推進するため、生涯学習推進本部を開催します。
協働マニュアルの充実・活用	「市民都市・静岡市」実現のため、協働を実施するに当たって、職員が具体的に行動するための「協働マニュアル」の充実・活用を進めていきます。

「学びのサイクル」について



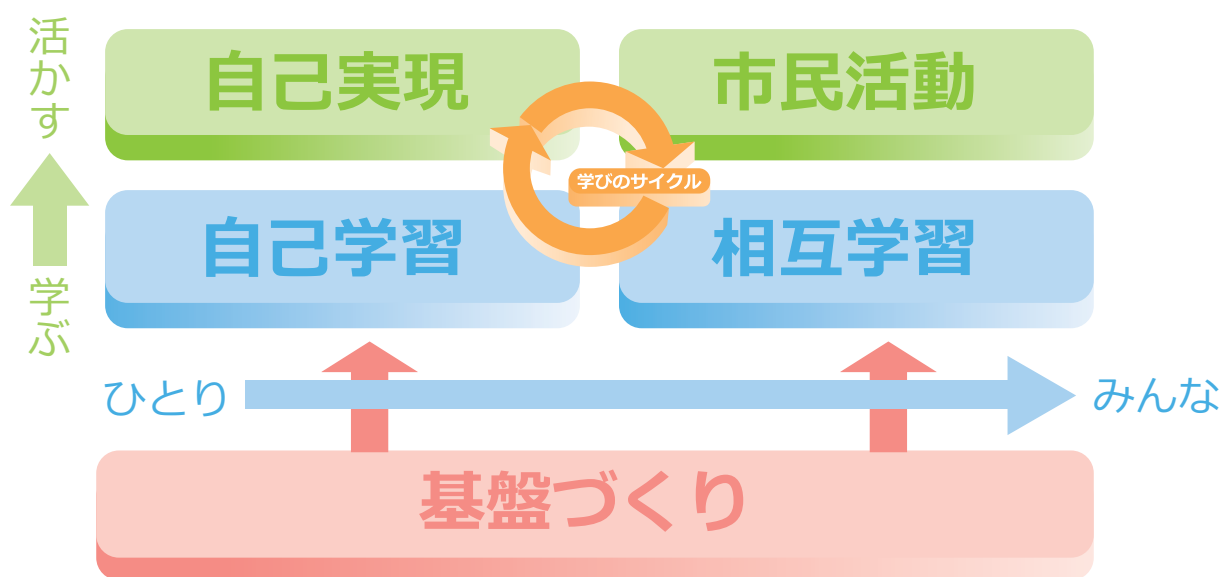
学びは、新しい知識や技術を身につけたり、身につけたことを実際にやってみたりする中で広がり、深まっていきます。

「学ぶ」と「活かす」をうまく循環させる仕組みを「学びのサイクル」といいます。豊かな生涯学習社会の実現のためには、「基本的な方向・基盤づくり」（10ページ【図4】）の各領域で様々な「学びのサイクル」が生まれることが大切です。

本市では、「学びのサイクル」の一つとして、平成27年度から行政と市民との協働によるまちづくりを進めていくため、各課で行われている人材養成を取りまとめた「市民大学構想」を始めます。（34ページ【図6】）

この事業は、第3次静岡市総合計画の重点プロジェクトに位置付けられています。

【図4】基本的な方向・基盤づくりより



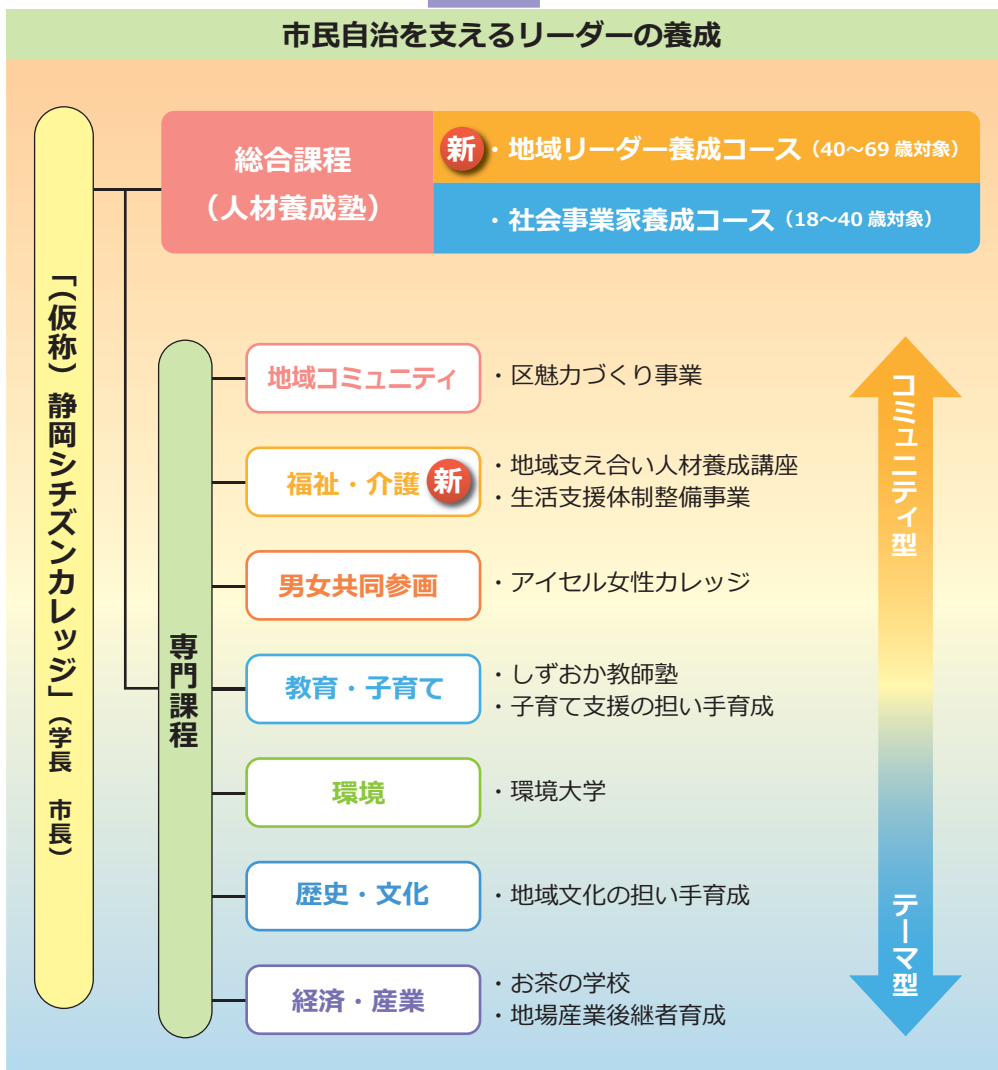
【図6】市民大学構想イメージ図

ねらい 行政と市民との協働によるまちづくりを担うシチズンシップに富んだ人材の育成

市民活動の促進

- ◆知らせる (交流の場づくり)
- ◆やってみる (市民活動への参画の促進)
- ◆深める (市民活動の自立を支える環境づくり)
- ◆つながる (市民協働の推進)

市民自治を支えるリーダーの養成



Ⅲ. 体系図



施策の取組み

主な事業

- ① 未来を創る人材の養成
- ② 多様な学習機会の提供

- 人材養成講座の実施
 - 地域文化の担い手育成事業
 - 高齢者・女性・家庭教育学級の実施
 - ジュニアインターンシップ事業
 - しそ〜かでん伝体操の普及事業
- など

- ① 特色を活かした情報発信
- ② 生涯学習情報システムの充実

- 学習情報案内サイトの充実
 - 消費生活に関する情報の提供
 - 生涯学習施設予約システムの充実
- など

- ① 学習相談の充実

- 生涯学習施設における学習相談の実施
 - 子育ての相談・支援事業
- など

学びのサイクル

- ① 学んだ成果を発表できる場の提供
- ② 地域での活動の場づくり

- 生涯学習センター・交流館祭りの開催
 - 静岡市民文化祭の開催
 - 総合型地域スポーツクラブの設立及び活動支援
 - 学校応援団事業の実施
- など

- ① まちを支える人材の発掘
- ② 学習成果を活かした市民参画の推進

- 文化施設のボランティア活動の推進
 - 女性人材リストの整備
 - 区の魅力づくり事業
 - 環境保全事業の推進
- など

- ① 生涯学習関連施設の整備
- ② 生涯学習関連施設における学習環境の充実

- 生涯学習施設の整備事業
 - 生涯学習施設事業
 - 女性をとりまく諸問題に関する学習・活動の推進
- など

- ① 地域・企業・大学・NPO等との連携の強化
- ② 学習ネットワークづくりの支援
- ③ 全庁的な生涯学習推進体制の確立

- 大学連携事業の実施
 - 各学区・地区における高齢者の支援体制の充実
 - サークルリストの整備
 - 生涯学習推進本部の運営
 - 協働マニュアルの充実・活用
- など

I. 用語注釈

語句		該当ページ	語句説明
★1	マナビィ	1ページ	石ノ森章太郎デザインの生涯学習のマスコット。国や地方自治体等における生涯学習啓発活動にて幅広く使用されています。 
★2	スパイラルアップ	3ページ	継続的に繰り返し、向上していくことで発展させることをいいます。
★3	リカレント教育	11ページ	社会人が、再び教育の場に戻って、最新の知識や高度の技術を習得することをいいます。
★4	CSR	11ページ	企業の社会的責任のこと。利益の追求だけでなく、適正な雇用・労働条件、消費者への対応、環境への配慮、地域社会への貢献など企業の果たすべき責任のことをいいます。
★5	メセナ	11ページ	企業が市民としての自覚に基づき、社会貢献の一環として行う芸術文化支援のことをいいます。
★6	シチズンシップ	12ページ	市民性や市民権、さらに、社会において、よりよい社会を実現するため、市民が社会の意思決定や運営の過程に積極的に関わろうという意識のことをいいます。
★7	市民力	17ページ	第1次生涯学習推進大綱にて定義した「自らの豊かさを追求するとともに、自分の住む地域に主体的に関わり、地域社会を活性化し発展させる力」のことをいいます。
★8	総合型地域スポーツクラブ	24ページ	文部科学省のスポーツ振興基本計画でうたわれており、地域住民が中心となって設立、運営するスポーツクラブです。

II. 静岡市生涯学習推進本部設置規程

(設置)

第1条 静岡市における生涯学習の推進を図るため、静岡市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に係る総合的かつ基本的施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は生活文化局に関する事務を担当する副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(平17訓令11・平19訓令5・平19訓令27・平20訓令8・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 本部長は、本部の会議の議長となる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、前条第2項に規定する順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要の都度、招集する。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 生涯学習の推進に関する調査及び研究をさせるため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事若干人をもって組織する。

3 幹事は、生活文化局文化スポーツ部生涯学習推進課長の職にある者及び職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、生活文化局文化スポーツ部生涯学習推進課長の職にある幹事が必要に応じて招集する。

(平17訓令11・平19訓令5・平20訓令8・一部改正)

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、生活文化局文化スポーツ部生涯学習推進課において処理する。

(平17訓令11・平19訓令5・平20訓令8・一部改正)

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月17日訓令第11号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月2日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月31日訓令第36号)

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日訓令第12号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月7日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)
(平25訓令17・全改)

地域活性化事業推進本部長
総務局長
企画局長
財政局長
生活文化局長
環境局長
保健福祉局長
子ども未来局長
病院局長
経済局長
都市局長
建設局長
葵区長
駿河区長
清水区長
消防局長
上下水道局次長
教育委員会事務局教育次長

Ⅲ. 静岡市生涯学習推進審議会条例

(設置)

第1条 静岡市は、市の生涯学習に関する施策について調査審議し、もって総合的かつ計画的な生涯学習の推進を図るため、静岡市生涯学習推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の生涯学習の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 生涯学習の推進状況について提言等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進について市長が必要であると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 生涯学習について優れた識見を有する者
- (2) 市民
- 3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

IV. 静岡市生涯学習推進審議会委員名簿

NO	役職	氏名	所属・役職
1	会長	猿田真嗣	常葉大学 教育学部 教授
2	副会長	菅野文彦	静岡大学 教育学部 教授
3	委員	青野優	放課後子ども教室コーディネーター (静岡市立賤機中小学校)
4	委員	飯塚哲男	市民公募委員
5	委員	池川茂	公益財団法人 静岡市体育協会 専務理事 (平成25年度)
6	委員	石川壽将	公益財団法人 静岡市体育協会 専務理事 (平成26年度)
7	委員	磯山恭子	静岡大学 教育学部 教授
8	委員	市野勝也	静岡市PTA連絡協議会 理事 (平成26年度)
9	委員	内野芳治	静岡市PTA連絡協議会 理事 (平成25年度)
10	委員	川合百合子	静岡市小学校々長会 (静岡市立大里東小学校 校長)
11	委員	渋谷恵	常葉大学 教育学部 教授
12	委員	杉井たつ子	市民公募委員
13	委員	中野敦子	学校応援団コーディネーター (静岡市立清水小学校)
14	委員	林のぶ	しみずかがやき塾 運営委員
15	委員	日野百合子	市民公募委員
16	委員	弓削幸恵	特定非営利活動法人 まちなびや 理事長
17	委員	吉田英一	市民公募委員

※会長・副会長以下、五十音順

V. 静岡市生涯学習推進大綱策定の経過

年 度		実 施 内 容
平成25年	8月 2日	第1回 静岡市生涯学習推進審議会
	8月～9月	生涯学習・スポーツに関する市民意識調査の実施
	11月15日	第1回 静岡市生涯学習推進本部
	12月 5日	第2回 静岡市生涯学習推進審議会<諮問>
平成26年	2月26日	第3回 静岡市生涯学習推進審議会
	5月 9日	第2回 静岡市生涯学習推進本部
	6月30日	第4回 静岡市生涯学習推進審議会
	9月 2日	第5回 静岡市生涯学習推進審議会
	9月29日	第6回 静岡市生涯学習推進審議会<答申>
	11月 5日	第3回 静岡市生涯学習推進本部
	11月10日～ 12月11日	パブリックコメントの実施
平成27年	1月 9日	第7回 静岡市生涯学習推進審議会
	2月 5日	第4回 静岡市生涯学習推進本部
	2月13日	庁議決定
	3月11日	静岡市議会2月定例会 常任委員会に報告



しずおか☆希望の人づくりプラン
(第2次静岡市生涯学習推進大綱)

平成27年3月

発行 静岡市生活文化局文化スポーツ部
生涯学習推進課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1150

FAX 054-221-1758

